

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 通勤手当の非課税限度額引上げ



施行日：2025年11月20日



法案 ☐ 成立済 ☐ 施行済 ☒



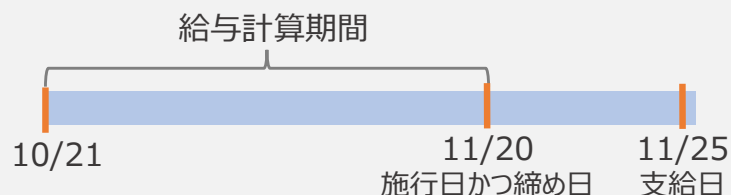
所得税法施行令

所得税法施行令の一部を改正する政令が11月19日に公布、翌20日に施行された。本改正は自動車通勤者向けの通勤手当非課税限度額を引き上げるもので、2025年4月1日以降に支払われるべき通勤手当に適用されることとなっている。本改正により、非課税限度額を超える通勤手当を支給している場合、年末調整での再計算が必要になる。すでに退職している社員に関しても、2025年4月1日以降に非課税限度額超の通勤手当支給があった場合、源泉徴収票の再交付が必要になる。

非課税限度額を超える支給がない場合、上記対応は不要であるが、就業規則・賃金規程等で「非課税限度額を上限」としている場合、本改正の施行日を含む計算期間に関わる給与については、新たな限度額を参照して支給する必要があり、対応が遅れると限度額の引上げ額分の未払い賃金が発生することとなる。

本改正は法改正から日を空けずに施行されたため、給与計算期間によってはすでに未払いとなっているケースや、現時点では現実的に新給与での計算対応が間に合わず、一時的な未払いを避けられないケースが生じる恐れがある。これらの場合も、計算対応が可能なタイミングでの遡及支払いを行うことが求められる。

【例】毎月20日締め・25日払いで、従来の非課税限度額で通勤手当を支給した場合



施行日以降を計算期間に含むため、新たな非課税限度額を参照して計算が必要

すでに支給日を迎えており、差額が未払いとなっている可能性あり

▼自動車・自転車通勤者の通勤手当の非課税限度額

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額		
	旧	新	差額
55km以上	¥31,600	¥38,700	¥7,100
45km以上 55km未満	¥28,000	¥32,300	¥4,300
35km以上 45km未満	¥24,400	¥25,900	¥1,500
25km以上 35km未満	¥18,700	¥19,700	¥1,000
15km以上 25km未満	¥12,900	¥13,500	¥600
10km以上 15km未満	¥7,100	¥7,300	¥200
2km以上 10km未満	¥4,200	同左	-
2km未満	(全額課税)	同左	-

【参考：国税庁／通勤手当の非課税限度額の改正について】 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。